

第5次 都城市地域福祉活動計画

笑顔でつながり
未来を綾なす
新しい地域

令和8年4月

社会福祉法人都城市社会福祉協議会



第5次都城市地域福祉活動計画

笑顔でつながり
未来を綾なす
新しい地域

令和8年 4月
社会福祉法人都城市社会福祉協議会

ほっこりとつながり、未来を綾なす地域へ

令和7年度は、第5次都城市地域福祉活動計画の策定を受けて、市社協及び市内15地区社協において活動計画の策定を進めて参りました。

前回の計画策定時は、コロナ禍の影響により十分な協議の場を持つことが難しい状況にありましたが、今回は10年ぶりに策定委員会を設置し、市内15地区で延べ75回にわたり協議を重ねながら計画づくりを進めることができました。その過程では、地域住民や関係団体、学校、企業、福祉関係者など多様な立場の方々から多くの意見や思いが寄せられ、改めて地域福祉活動の価値や、人と人がつながり、支え合いながら地域を綾なしていくことの大切さを実感する機会となりました。

各地区における計画づくりでは、「どのような地域を目指すのか」「どのような活動を広げていきたいのか」といった将来の姿を共有しながら、地域の実情に応じた活動や取組について協議が重ねられました。また、地域福祉活動に関わる方々の思いや価値観を丁寧に言葉にし、地域福祉活動の中で大切にしたい考え方や、今後の活動の方向性となる行動指針が整理されました。

市策定委員会では、拠点や居場所づくり、相談体制の充実、人材や財源の確保、生活支援、関係機関との連携強化など、多くの課題や要望が共有されました。こうした地域の声を大切に受け止めながら、地域の実情に応じた支援体制づくりを進め、誰もが安心して暮らし続けられる地域づくりを推進して参ります。市活動計画についても、各地区で策定された活動計画を基盤とし、地域の声や実情を大切にしながら推進していくこととしております。

また、私は、本計画を進めていくうえで、「ほっこり」としたつながりを地域の中に広げていくことを大切にしたいと考えております。何気ない声かけや見守り、集いの場での笑顔など、一人ひとりの小さな関わりが、安心して暮らせる地域づくりにつながっていくものと思います。

結びに、本計画の策定にあたり、ご尽力いただきましたすべての皆さまに心より感謝申し上げますとともに、「笑顔でつながり 未来を綾なす 新しい地域」の実践に向け、今後ともご理解とご協力をお願い申し上げます。



令和8年4月

第5次都城市地域福祉活動計画策定委員会
委員長 石田 操

計画に寄せて

人は誰もが、住み慣れた地域で家族や隣人と良好な関係を築きながら、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けたいと願っています。しかし、急速な少子高齢化や人口減少、核家族化の進行により、地域のつながりが希薄化し、孤立や複合的な生活課題を抱える方々が増加しています。

このような状況の中、本市では令和7年4月に「第4期都城市地域福祉計画」を策定し、「安心して健康にずっと暮らしつづけたい 共につながり、支え合うまち」を基本理念として掲げました。この理念の実現に向けて、分野を超えた包括的な支援体制の構築と、住民一人ひとりが主役となる地域づくりを推進しています。

今回、都城市社会福祉協議会において策定されました「第5次都城市地域福祉活動計画」は、本市の地域福祉計画を基盤として、より実践的で住民に身近な活動指針を示すものです。特に「新『地区社協』創造」という新たな視点から、15地区それぞれの特色を活かした地域福祉活動の展開を目指されており、地域共生社会の実現に向けた大きな一歩となるものと期待しています。

本計画では「笑顔でつながり 未来を綾なす 新しい地域」をスローガンに、住民の皆様が「やらされる」から「やりたい」へと意識を転換し、楽しさと共感を原動力とした地域づくりが提案されています。このような住民主体の取組こそが、持続可能な地域福祉の基盤となるものと確信しています。

本市といたしましても、都城市社会福祉協議会とのパートナーシップをさらに深化させ、車の両輪として地域福祉の推進に取り組んでまいります。令和5年度に設置した「ふくしの相談窓口」をはじめとする包括的支援体制の充実や、重層的支援体制整備事業の推進により、複雑化・複合化した課題にも的確に対応できる体制づくりを進めています。

結びに、本計画の策定にご尽力いただいた関係者の皆様に心から感謝申し上げますとともに、市民の皆様、地域組織、関係団体の皆様と一体となって、誰もが安心して暮らし続けられる地域共生社会の実現に向け、全力で取り組んでまいりますので、引き続きご理解とご協力をお願い申し上げます。



令和8年4月
都城市長 池田 宜永

第5次都城市地域福祉活動計画の策定にあたり

第5次都城市地域福祉活動計画の策定にあたり、長期間にわたって真摯な議論と対話を重ねてこられた策定委員の皆さま、そして各地区策定委員会に関わられた多くの地域の皆さまに、心より敬意を表します。

本計画の最大の特徴は、市全体の地域福祉活動計画と、15の地区社会福祉協議会ごとの地域福祉活動計画が、同時並行で、しかも有機的に編まれている点にあります。計画づくりの過程そのものが「地域をつくる実践」であり、策定会議一つひとつが、すでに地域福祉の現場であったと言えるでしょう。

各地区の計画には、人口構成や地理条件、歴史や文化の違いが色濃く反映されています。多世代交流を軸にした地区、子どもや若者へのまなざしを前面に出した地区、日常の見守りを大切にする地区など、その姿は実に多様です。しかし同時に、どの地区にも共通して、「笑顔」「つながり」「お互いさま」といった言葉が自然に語られていました。ここに、都城市らしい地域福祉の底力を感じました。

本計画で掲げられた新「地区社協」創造は、地域の営みを、持続可能なものへと編み直していくための視点を示しています。住民一人ひとりが役割を持ち、楽しさや共感を入口に関わり合うことで、支える側・支えられる側という枠を越えた地域の姿が浮かび上がってきました。そのために示された3つの行動原則である「目指す姿（ゴール）」「推進力（エンジン）」「支える基盤（ベース）」は、地区ごとの違いを認め合いながら、都城市全体を一つにつなぐ共通言語となっています。

この計画は、完成した形を守るためのものではなく、地域の実践とともに育ち続けていくものです。日々の暮らしの中で交わされる何気ない会話や、小さな活動の積み重ねが、計画に新たな意味を与えていきます。本計画が、各地区において次の一步を考えるための手がかりとなり、立ち止まったときに立ち返ることのできる「よりどころ」として活かされることを願っています。

第5次計画が、都城市の15の地区それぞれの物語を大切にしながら、互いに支え合い、学び合い、未来へと「綾なす」地域福祉の確かな土台となることを心から期待し、助言者としてのあいさついたします。



令和8年4月

第5次都城市地域福祉活動計画策定委員会 助言者
同志社大学社会学部社会福祉学科教授 永田 祐

第5次都城市地域福祉活動計画の策定にあたり

このたび、「第5次都城市地域福祉活動計画」が策定されましたことを、心よりお祝い申し上げます。

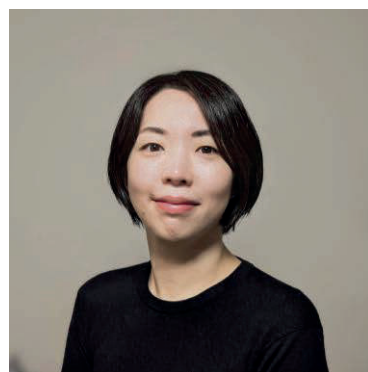
第5次計画の策定は、ポストコロナの不確実性が高く、変化の大きい地域社会の中で、社協活動として守るべきもの、大事にするもの、変えていくもの、手放すものといったことを、ともに考え、模索するプロセスそのものだったように感じています。

都城市社会福祉協議会では本計画の策定に先立ち、「令和版地区社協構想」づくりが進められてきました。現在の地区社協体制の原点となる取り組みが1998年に始まって以来、約30年の時を経て令和の時代に求められる地区社協のあり方について改めて議論が重ねられてきました。そこでは、地区社協活動の原点や価値に向き合い、それらを確認し合う丁寧な対話が積み重ねられてきましたが、そこで培われた対話や会議運営の知見は、今回の各地区における計画策定にも大いに活かされていたように思います。

全15地区、各5回ずつ、計75回重ねられた策定の際は、単に地域課題を整理するだけではなく、地域で取り組むことの意味や価値を改めて見つめ直し、地区社協としての「ありたい姿」を言葉にしていく場となりました。本計画には、そうした対話から紡がれたスローガンや行動指針、そしてそれを実践につなげていく具体的な取り組み内容や超えていくべき課題がまとめられています。

地区社協の計画は、策定に携わった方々だけのものではなく、地域住民の皆さんのものです。地区社協が事務局としてリーダーシップを発揮しながら、地域をより豊かにしていくための取り組みには、多様な方々が関わり、参加できる余地が残されています。

そして計画は作って終わりではなく、使われてこそ意味を持つものです。ぜひ、日々の実践を支えるガイドとして、また定期的な振り返りの拠り所として、この地域福祉活動計画が広く活用されていくことを期待しています。



令和8年4月

第5次都城市地域福祉活動計画策定委員会 助言者
武蔵野大学人間科学部社会福祉学科講師 清水 潤子

第5次都城市地域福祉活動計画推進にあたり

市民の皆様ならびに関係機関の皆様には、平素より社会福祉法人都城市社会福祉協議会の地域福祉推進に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、令和8年度から令和11年度までの5か年を期間とする「第5次都城市地域福祉活動計画」を策定いたしました。本計画の策定にあたり、長期間にわたり熱心にご協議いただきました策定委員会の皆様、そして15地区それぞれの計画づくりに携わっていただいた多くの地域の皆様に、心より感謝申し上げます。

現在、我が国は超高齢化社会にあり、2025年・2040年問題を背景に福祉ニーズは増大し続けております。さらに「8050問題」や「孤立」など、これまでの制度や既存の枠組みだけでは救うことの難しい、複雑な生活課題も顕在化しています。このような状況下において、分野を越えて地域全体で支え合う「地域共生社会」を実現するためには、すべての住民に向けた地域づくりがこれまで以上に求められています。

本計画では、全体スローガンとして「笑顔でつながり 未来を綾なす 新しい地域」を掲げました。今回の計画の大きな特徴は、市全体の計画と、市内15地区の地域福祉活動計画が同時並行で有機的に編まれている点にあります。令和の時代における新たな「新『地区社協』創造」を基盤とし、各地区の想いを束ねる共通言語として3つの行動原則を定めました。誰もが主役になれる居場所をつくる「ゴール」、楽しさと多様なつながりで地域を動かす「エンジン」、そして小さな「困った」を見逃さず無理なく支える仕組みである「ベース」です。これらを道しるべとしながら、地区ごとの多様な歴史や文化、特色を大切に推進してまいります。

都城市社会福祉協議会は、唯一の地域福祉推進主体である「地域福祉法人」としての使命を胸に刻み、地域の皆様や関係機関との「協働の中核」としての役割を果たしてまいります。皆様と共に汗をかき、一人ひとりの笑顔が集まるつながりを紡ぎ、未来へと美しく「綾なす」地域福祉活動を実践していく所存です。

結びに、本計画が誰もが安心して暮らせる地域づくりの確かな土台となり、住民お一人おひとりの幸福へとつながることを祈念いたしまして、計画推進にあたってのご挨拶とさせていただきます。



令和8年4月

社会福祉法人都城市社会福祉協議会会長 島津 久友

第5次都城市地域福祉活動計画

目 次

策定委員長あいさつ	1p
市長あいさつ	2p
助言者あいさつ	3p
社協会長あいさつ	5p
目次	6p
第1章 計画策定の背景・経緯・概要	7p
1. 背景	7p
2. 経緯	7p
3. 第4次計画の評価	8p
4. 策定体制図	10p
5. 趣旨	11p
6. 性格	11p
7. 他計画との関係	11p
8. 計画期間	11p
9. 計画の推進（行政との連携・協働）	11p
10. 進行管理	11p
第2章 計画の内容	12p
1. 地域福祉活動計画とは	12p
2. 第5次都城市地域福祉活動計画の体系図	13p
3. 新「地区社協」創造とは	14p
4. 15地区地域福祉活動計画	19p
第3章 都城市社協の使命・経営基盤強化計画	26p
1. 使命	26p
2. 基本理念（基本目標）	27p
3. 第5次経営基盤強化計画	28p
1. 組織・人材	29p
2. 財政	29p
3. 事業	30p
4. 拠点（ハード）	30p
資料	31p
奥付	39p

第1章 計画策定の背景・経緯・概要

1. 背景

現在、超高齢化社会にあり、2025年・2040年問題を背景に福祉ニーズは増大し続けています。また、支え手となる現役世代の急減により、従来の制度維持や人材確保が難しくなっています。さらに「8050問題」や「孤立」など、既存の枠組みでは救えない複雑な生活課題も顕在化しています。

こうした状況に対し、分野を越えて地域全体で支え合う「地域共生社会」の実現のために、すべての住民に向けた地域づくりの必要性が高まっています。

2. 経緯

都城市社会福祉協議会（以下「都城市社協」）は、地域福祉を総合的・計画的に推進するため、民間の立場で「地域福祉活動計画」を策定してきました。（※「計画づくり経緯」参照）

平成15年の社会福祉法の施行により、行政計画である「地域福祉計画」が策定されるようになり、民間計画と行政計画が相呼応するかたちで地域福祉施策が展開されるようになりました。

令和7年度に第4期都城市地域福祉計画のアクションプランとして「第5次都城市地域福祉活動計画」（以下「第5次計画」）を策定することになりました。

【計画づくりの経緯】

◆（行政）	平成 8年度	「都城市地域福祉構想」
◆（社協）	平成 8年度	「都城市地域福祉活動計画」（H7～12年度）
◆（行政）	平成10年度	「第3次都城市総合計画」（地域福祉総合推進モデル事業）
◆（行政）（社協）	平成14年度	「都城市地域福祉計画」、「11地区計画」（H15～24年度）
◆（社協）	平成16年度	「第2次都城市地域福祉活動計画」（H16～20年度）
◆（社協）	平成19年度	「地区地域福祉活動計画」（旧三町）
◆（行政）	平成21年度	「第2期都城市地域福祉計画」（H22～31年度）
◆（社協）	平成25年度	「第2次地区計画」（10地区）
◆（社協）	平成26年度	「第2次地区計画」（2地区）
◆（社協）	平成27年度	「第3次都城市地域福祉活動計画」（H28～R2年度） 「第2次地区計画」（3地区）
◆（行政）	令和 元年度	「第3期都城市地域福祉計画」（R2～R6年度）
◆（社協）	令和 2年度	「第4次都城市地域福祉活動計画」（R3～R7年度）
◆（行政）	令和 7年度	「第4期都城市地域福祉計画」（R7～R11年度）
◆（社協）	令和 8年度	「第5次都城市地域福祉活動計画」（R8～R12年度）

3. 第4次計画の評価

「第4次都城市地域福祉活動計画」（令和3年度～令和7年度）の重点施策について、一定の達成状況を評価する必要があると総合評価を行いました。評価にあたっては、シビアな視点で判断することを心がけました。

第4次計画の評価を踏まえ、未達成事項は第5次計画に引き継ぎます。

1. 1. 相談窓口の充実

<この施策の柱における取組指標（第3期都城市地域福祉計画）>

◇「相談窓口の充実」における取組指標

①市内15地区社会福祉協議会における相談件数

基準値（H30年度）	目標（R3年度）	目標（R6年度）	実績
114件	297件	360件	289件

②多機関協働包括的支援体制構築事業における専門職資質向上に向けた研修実施

基準値（H30年度）	目標（R3年度）	目標（R6年度）	実績
3回	6回	9回	18回

※あんしんSN連絡会議、丸ごと相談支援学習会、重層事業周知の学習・意見交換

1. 2. 包括的な支援体制の仕組みづくり

<この施策の柱における取組指標（第3期都城市地域福祉計画）>

◇「包括的な支援体制の仕組みづくり」における取組指標

①多機関協働包括的支援体制構築事業における複合的な相談件数

基準値（H30年度）	目標（R3年度）	目標（R6年度）	実績
18件	25件	30件	41件

※支援会議、ケース型重層会議、複合的なケース検討会の回数

②庁内関係各課及び教育委員会関係課等と社会福祉協議会の関係部署との連携に関する会議の開催

基準値（H30年度）	目標（R3年度）	目標（R6年度）	実績
2回	3回	3回	6回

※定例型重層会議、丸ごと相談支援学習会の回数

2. 1. 地域福祉の応援団の確保

<この施策の柱における取組指標（第3期都城市地域福祉計画）>

◇「地域福祉の応援団の確保」における取組指標

①地域で活動するボランティア人材の養成講座の開催

基準値（H30年度）	目標（R3年度）	目標（R6年度）	実績
3回	6回	8回	2回

2. 3. 生活困窮者支援の充実

<この施策の柱における取組指標（第3期都城市地域福祉計画）>

◇「生活困窮者の支援のためのフードバンク収集」における取組指標

①生活困窮者の支援のためのフードバンク取集量

基準値（H30 年度）	目標（R3 年度）	目標（R6 年度）	実 績
3 7 3 kg	4 0 0 kg	4 5 0 kg	9 団体 (延べ18回)

※数量化の見直しを行い、提供企業数になる

②子どもの学習支援等の実施

基準値（H30 年度）	目標（R3 年度）	目標（R6 年度）	実 績
1 2 か所	1 5 か所	1 6 か所	1 9 か所

3. 子どもがいきいきと成長できる環境

<この施策の柱における取組指標（第3期都城市地域福祉計画）>

◇「子どもがいきいきと成長できる環境」における取組指標

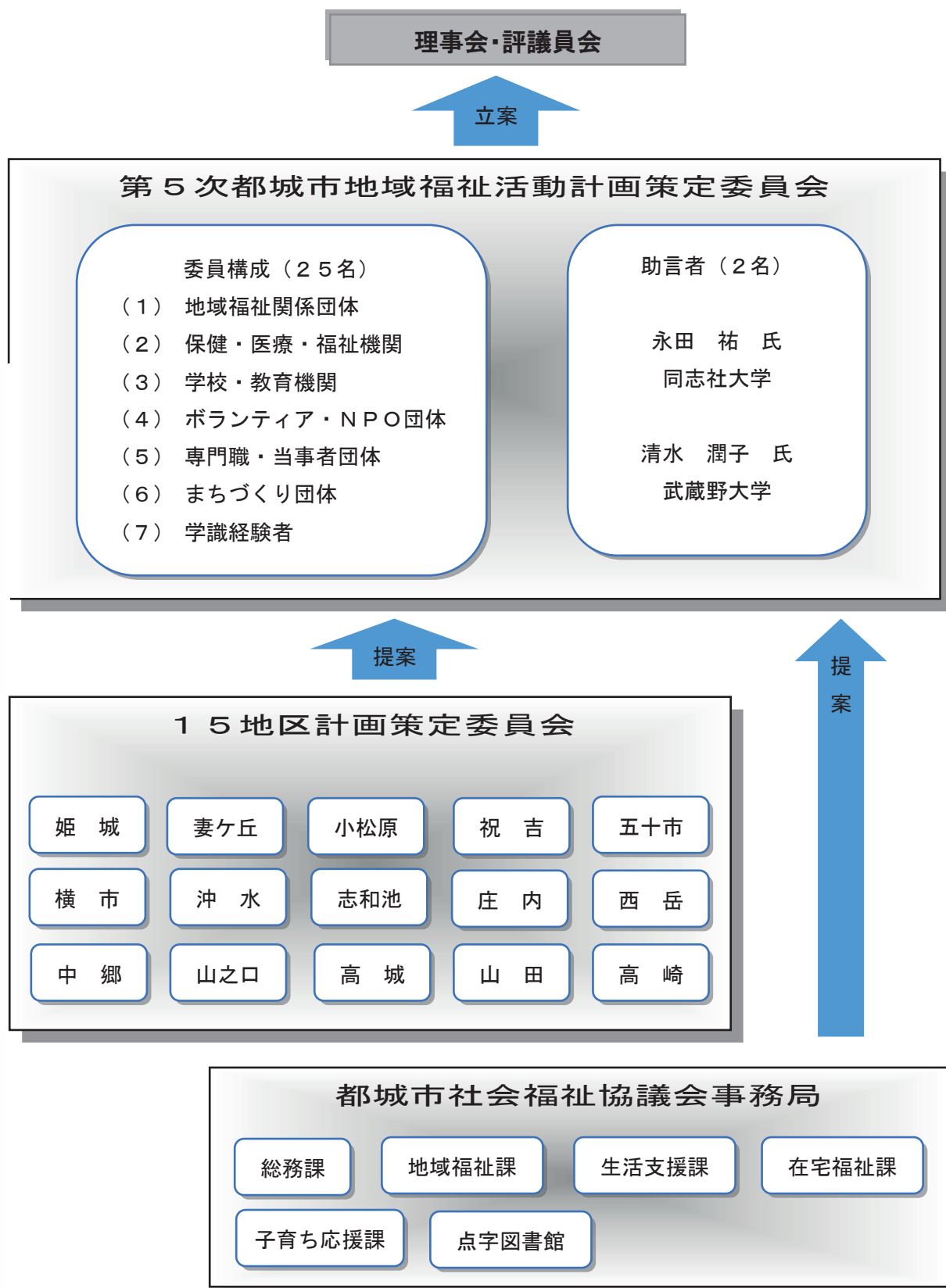
①学校と連携・協働で福祉教育を実践した回数

基準値（H30 年度）	目標（R3 年度）	目標（R6 年度）	実 績
7 4 回	9 0 回	1 0 0 回	6 6 回



4. 策定体制図

第5次都城市地域福祉活動計画策定体制図



5. 趣旨

前回の第4次活動計画は、「こだわらないにこだわって『いいが いいが』のみやこんじょ 未来につながる地域の輪」をスローガンに、行政計画である「第3期都城市地域福祉計画」のアクションプランとして、「1. 分野を超えてみんなで支える体制づくり」「2. 共に支え合うお互い様の地域づくり」「3. 一人ひとりを支える基盤づくり」を3つの柱として、具体的な施策に取り組みました。

今回策定した第5次活動計画は、第4次活動計画を引き継ぎつつ、15地区（中学校区）を圏域とした住民主体の地域福祉活動を展開し、包括的な支援体制を構築していくための具体的な活動指針となるものです。

6. 性格

本計画は、令和の時代における新たな地区社協の活動に向けて、今後の在り方を展望した「新『地区社協』創造」を基盤として、15地区の活動計画を踏まえながら、市全体で支援し実践していくものです。

7. 他計画との関係

本計画は、都城市地域福祉計画をはじめ、高齢者、障がい者、児童等の福祉に関する都城市行政の関連分野別計画や宮崎県地域福祉支援計画などの各計画との連携・整合を図りながら取組を推進していきます。

8. 計画期間

第5次計画の期間は、令和8年度から令和12年度までの5か年とします。なお、計画の進捗状況や社会情勢の変化等に応じて、必要な見直しを行っていくものとします。

9. 計画の推進（行政との連携・協働）

地域福祉の積極的な推進を担うのは地域住民であり、自助・共助を基本として主体性を持たせるために、側面からの支援が必要です。本計画の推進にあたっては、都城市と都城市社協がパートナーシップを基に、連携・協働しながら計画を推進し、住民を支援していきます。

また、福祉制度や施策については、横断的・包括的な支援体制を目指し、都城市と都城市社協が積極的に連携して取り組みます。

10. 進行管理

計画の中間年度（令和10年度）に計画の取り組み状況の把握・点検を実施し、計画の適切な進行管理を行います。また、15地区の地域福祉活動計画については、15地区社会福祉協議会を中心に、年度ごとに取組状況の把握等を行います。

第2章 計画の内容

1. 地域福祉活動計画とは

地域福祉活動計画は、地域福祉の推進主体として、社協が地域の皆さんや社会福祉に関係する皆さんに呼びかけて、都城市の福祉活動のビジョンやどんな活動をどのように進めていくのかという戦略やプランを作っていくものです。

地域福祉は、一言でいえば、地域で支える・地域をつくることです。住民も専門職も、みんなで共に創る福祉のことで、様々な制度の土台になるものです。まさに「みんなで織りなす」のが地域福祉です。専門職が、それぞれに一生懸命仕事をしても、連携できないと効果が発揮できないことがあります。また、つながりがなければ、地域で暮らしていても孤立してしまうかもしれません。

「地域福祉」という舞台は、実にさまざまな登場人物からなっています。

○社会福祉施設…ノウハウや経験・人材や設備を活かし、地域福祉の向上をめざして地域における公益的な活動を一緒に考えましょう。

○専門職の皆さん…一人ひとりが地域で暮らせる支援とともに、一人ひとりの背景にある地域の課題とそれを解決していくための方策を一緒に考えましょう。

○学校（福祉教育）…学校と地域が連携して福祉教育を推進し、協力して子どもたちの共に生きる力、共感する力を高める方策を考えましょう。

○民生委員・児童委員…実際に地域で起こる一人ひとりの困りごとを発見し、つなぐことができるのは民生委員の力。地域における問題解決の仕組みを一緒に考えましょう。

○地域団体・まちづくりの皆さん…地域のつながりは、地域福祉の基盤。都城市の自主自立の良き伝統と福祉の接点を一緒に考えましょう。

○ボランティア団体…制度では手の届かない様々なニーズがあります。ボランティアの皆さんの役割と市民に活動を広げていく方策を一緒に考えましょう。

○当事者組織…当事者の声・ニーズを発信し、専門職の視点だけではなく、当事者の視点から暮らしやすい地域を考えましょう。

○行政…地域の皆さんの声を聞いて、必要な施策を一緒に考えましょう。

このように、地域福祉活動計画は、社協が中心になって地域福祉の登場人物の皆さんと共に、地域福祉の土台作りをしていくことです。

2. 第5次都城市地域福祉活動計画の体系図

第5次都城市地域福祉活動計画 全体スローガン

笑顔でつながり 未来を綾なす 新しい地域

新「地区社協」創造

3つの行動原則

1. 「ゴール」を目指す姿 笑顔が集まる、誰もが主役になれる居場所をつくる
2. 「エンジン」推進力 多様な力とつながり、広がる共感で地域を動かす
3. 「ベース基盤」 小さな「困った」を見逃さず、無理なく支える仕組みをつくる

実現のための4つの創造

1. 組織体制：「固定化」から「チーム戦」へ
2. 財源：「依存」から「稼ぐ力・応援される力」へ
3. 事務局機能：「事務処理」から「つなぎ役」へ
4. 拠点：「会議室」から「あたたかい居場所」へ

15地区地域福祉活動計画

姫 城／「優気」をもってふれあって 学びあってつながろう 姫城の宝たち ～姫 LOVE 増殖中！～

妻ヶ丘／笑顔で声かけ 未来へつなぐ 妻ヶ丘

小松原／世代をこえて 笑顔でつながる 小松原

祝 吉／未来につなぐ笑顔のまち祝吉 ～ありがとうをいっぱい咲かせよう～

五十市／誰もが まんなか 活気あふれる いそいち

横 市／みんながつながる横一愛

沖 水／ささえ愛 笑顔でつながる 沖水の和

志和池／みんなの笑顔でつながる未来へ ほっぷ すてっぷ 志和（しゅわ）っ池（ち）！

庄 内／地域を愛し、お互いさまの心でみんなが支え合うまち・庄内

西 岳／西岳1チーム お互いさまで、ほっこりにっこり ～ぼちぼちやつみろかい～

中 郷／みんな元気 笑顔あふれる なかんごう ～こども・未来・絆～

山之口／すべての住民が、いつまでも住み慣れた地域で豊かに生きがいを持って生活するために

高 城／未来へつながる ほっこり思いやりのまち高城

山 田／ふれあい、ささえあい、つながりあう 福祉のまちづくり

高 崎／支えあい未来につながる★きらり★高崎

都城市社協経営基盤強化計画

1. 組織・人材

2. 財政

3. 事業

4. 拠点

3. 新「地区社協」創造とは

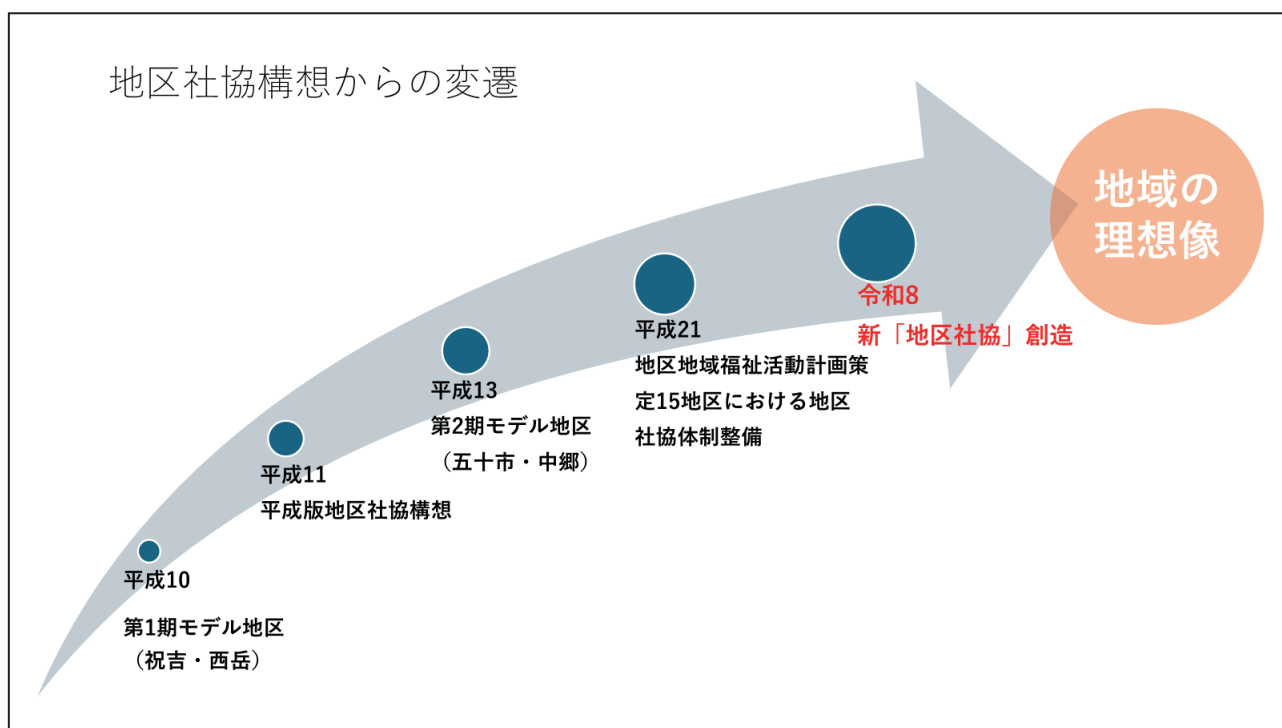
平成 10 年度よりスタートした第 1 期モデル地区社協（平成 10～12 年度／祝吉・西岳地区）の展開を踏まえた「地区社協構想」が平成 11 年 4 月に策定され、平成 21 年度には市内 15 地区における地区社協体制整備が進みました。

この構想は、第三次都城市総合計画後期実施計画に位置づけられた『地域福祉推進モデル事業』として、都城市と都城市社会福祉協議会が一体となり、地区ごとの福祉のコミュニティを再編する目的で“こうすれば住みやすい環境づくりができるのではないか”という提案であり、住民と共に進めていくべき地域福祉の指針となりました。具体的には、地区社協の組織体制、自治公民館圏域と中学校区の関係性、事業や活動、財源等について基本的な考え方を示したものです。

それから 25 年が経過し、少子高齢社会の進展や価値観の多様化により、コミュニティの概念が大きく変化する中で、従来の地域福祉推進組織や地域福祉活動の在り方も次の段階に移行する必要性がでてきました。

そこで、令和の時代における新たな地区社協の活動に向けて、地区社協関係者等による「令和版地区社協構想プロジェクト」を設置・検討し、今後の在り方を展望した「新『地区社協』創造」をまとめました。

この創造は、地区社協活動を進めていく中でのガイドとして、地域福祉活動計画策定に役立てたり、地域活動で迷った時の「止まり木」として、活動の意義を導いてくれるものになります。



4. 3つの行動原則（活動の道しるべ）

～15 地区の想いを束ねる、私たちの「共通言語」～

地区によって、人口も課題も活動内容も違います。しかし、目指している「未来の景色」は共通しています。手段は違っても、目的（どうありたいか）は同じ。ここでは、15 地区すべての活動の道しるべとなる、3つの「行動原則」を掲げます。

【原則1】「ゴール」目指す姿

笑顔が集まる、誰もが主役になれる居場所をつくる

～「やらされる」から「やりたい」へ～

私たちの最終的な目標（ゴール）は、事業を実施することだけではなく、そこに集う人々の「ウェルビーイング（幸福）」です。

- 主役は「住民一人ひとり」
「支援する人・される人」という固定的な関係を超えましょう。高齢者が子どもに昔遊びを教えたり、若者がスマホを教えたり。誰もが「出番」と「役割」を持てる場所を作ります。
- 笑顔のバトンを未来へ
「役員だから仕方なく」という義務感ではなく、「楽しいから参加する」という気持ちを大切にします。

<活動例>

多世代交流サロン、子ども食堂、e スポーツ大会、文化祭、マルシェ、お茶の間トーク

【原則2】「エンジン」推進力

多様な力とつながり、広がる共感で地域を動かす

～「楽しさ」と「連携」を原動力に～

ゴールに向かうためのエンジン（動力）は、「楽しさ」と「つながり」です。地区社協単独のエンジンでは充分ではありません。

- 「楽しさ」を入り口にする
福祉の入り口は、常に開かれています。いきなり重い課題に向き合うのではなく、まずは「楽しそう」「おいしそう」というワクワク感で人を巻き込みます。
- チーム戦でパワーアップ
学校、企業、NPO、行政。地域にある多様な資源と手をつなぎます。外からの新しい風をエンジンを回す力に変えていきます。

<活動例>

学校・企業との連携協定、防災キャンプ、コラボイベント、SNSでの魅力発信

【原則3】「ベース」基盤

小さな「困った」を見逃さず、無理なく支える仕組みをつくる

～「安心」と「継続」の土台～

どんなに立派な活動も、土台（ベース）がしっかりしていなければ崩れてしまいます。「安心」と「継続」の両面から足元を固めます。

- お互い様のセーフティネット
顔の見える関係があるからこそ、小さなSOSをキャッチできます。制度の隙間を地域のお節介で埋めていきます。
- 無理なく続けられる運営体制
ICT活用による負担軽減や、財源の確保など、無理なくぼちぼち長く続けられる「仕組み」を整えます。

<活動例>

なんでも相談（名称工夫）、見守り・訪問、有償ボランティア制度、自主財源確保、ICT活用、ぼちぼちやってみろかい（マインド）



5. 実現のための4つの創造

地区社協の活動を進めていくうえで、従来の枠組みを超えた持続可能な運営体制の構築を図るため、地域の多様な主体が参画し、ともに支え合いながら持続的に発展する地区社協を目指します。

①組織体制:「固定化」から「チーム戦」へ

- ・ 人脈を活かし、幅広い人に声掛けしながら年齢層の厚い組織体制化
- ・ 地区社協担当者の増員
- ・ 学校関係者の役員・理事参入
- ・ 関係機関とつながりのある地域
- ・ 専用事務室の確保
- ・ 有給職員の雇用
- ・ 法人格の取得（NPO 法人、一般社団法人等）
- ・ 策定委員会のメンバーを構成メンバーとして位置づけ
- ・ 有償ボランティアの拡大
- ・ 地元企業の参画
- ・ 動きやすいポストづくり

②財源:「依存」から「稼ぐ力・応援される力」へ

- ・ 法人サポーターの募集
- ・ 協賛企業（スポンサー）の発掘
- ・ 自主財源確保のためのツール開発
- ・ 社協のファンを増やして財源確保
- ・ サロン等のイベント参加費
- ・ 地区社協の宝くじ（抽選方式の協賛）
- ・ 人材を活かした収益事業（演奏、手品）
- ・ 物品販売
- ・ 場所、物の貸し出し
- ・ 有償サービスの導入
- ・ 忌明け寄付の活用

③事務局機能:「事務処理」から「つなぎ役」へ

- ・事務局員の配置
- ・相談窓口の多機能化（専門相談会、サロン実施）
- ・週5日開設
- ・地区社協にボランティアコーディネーターの配置
- ・地区担当2人体制
- ・ICTの活用（報告書類の簡略化、デジタル化）
- ・いろいろな事業で企業とコラボ

④拠点:「会議室」から「あたたかい居場所」へ

- ・専用机を地区公民館内に配置する
- ・子どもの居場所の開設
- ・空き家・空き教室を活用した居場所づくり
- ・1地区に複数（2つ以上）の拠点化
- ・小学校区でのミニサテライト
- ・なんでも相談室を雑談室に

<平成と令和の比較>

	平成 11 年版(創設期)	令和版(転換・発展期)
① モチベーション	「義務・役割」「～せねばならない」という責任感	「楽しさ・共感」「ワクワク」「会いたい」という感情
② 組織のあり方	「代表者連合体」 (ピラミッド)	「チーム戦・プロジェクト型」 (フラット)
③ アプローチ	「計画から活動へ」	「まずはやってみる」 「走りながら考える」
④ 対象・相談	「高齢者中心・待ちの相談」	「全世代・出向く支援」

2

地域の想い・新しい構造

これまでの活動を通して、地域の想いや現場から聞こえてくる“声”に耳を傾けると、これからの地区社協が進むべき「3つの転換点（パラダイムシフト）」が浮かび上がってきました。

①「義務」から「共感・笑顔」へ

「役員だからやらなければ」という義務感だけでは、もう人は動きません。「楽しいから参加する」「みんなの笑顔が見たい」という「幸福感（ウェルビーイング）」こそが、新しい担い手を引き寄せる最大の引力です。

②「自前主義」から「チーム戦（協働）」へ

地区社協だけですべての課題を解決しようとする「自前主義」には限界があります。学校、企業、NPO、行政など、多様な主体と手をつなぎ、得意分野を活かし合う「チーム戦」へとシフトする必要があります。

③「精神論」から「持続可能な仕組み」へ

「想い」や「熱意」だけではなく、ICT（デジタル技術）による省力化や、有償ボランティアによる活動対価の支払いなど、「無理なく続けられる仕組み」を取り入れることが、活動を持続させる鍵となります。

西岳1チーム
お互いさまで、
ほっこりにつこり
～ぼちぼちやつみろかい～

西岳地区

地域を愛し、お互いさまの心でみんなが支え合うまち・庄内

みんながつながる横一愛

横市地区

世代をこえて 笑顔でつながる 小松原

小松原地区

誰もが まんなか 活気あふれる いそいち

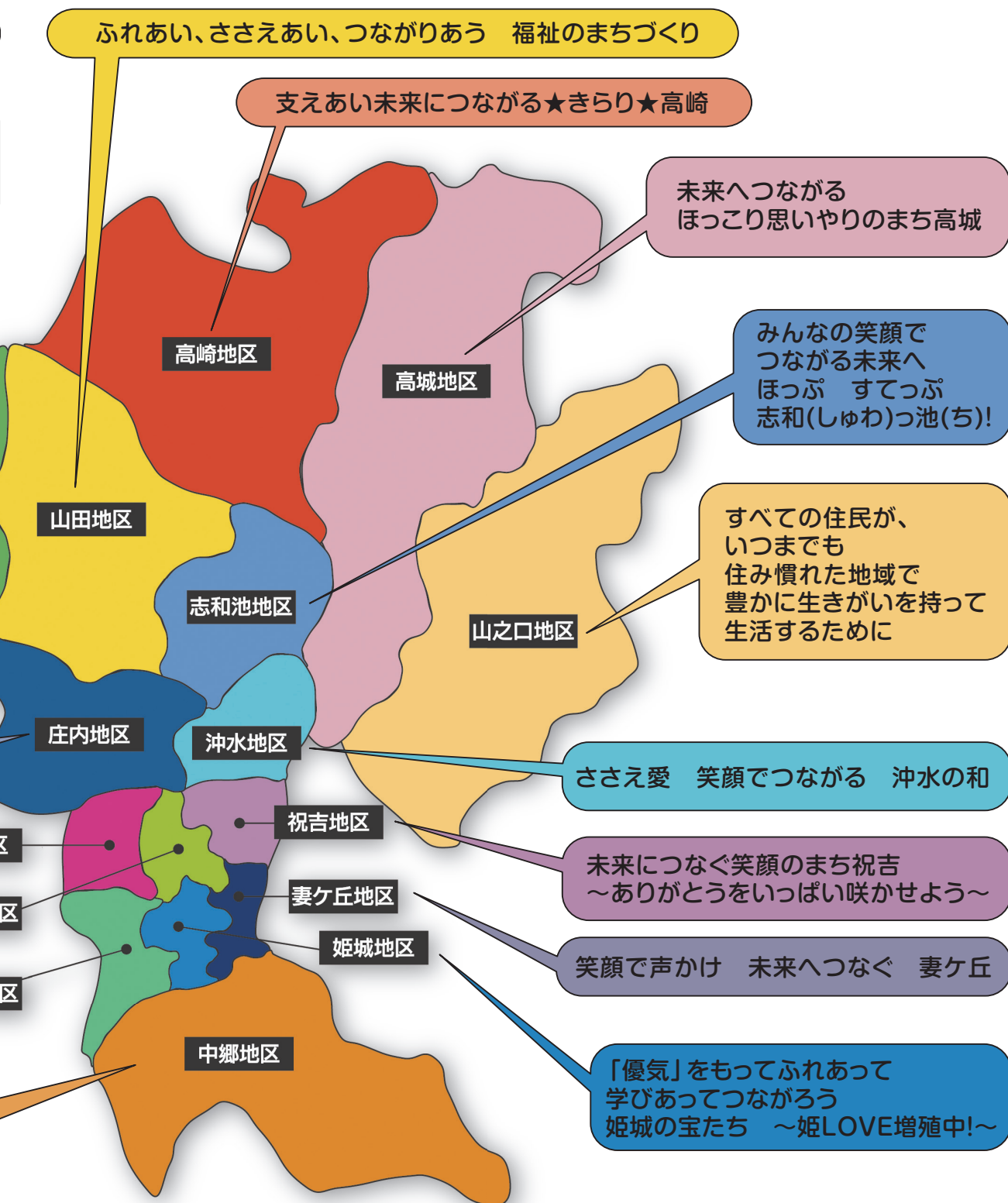
五十市地区

みんな元気 笑顔あふれる なかんごう
～こども・未来・絆～



この二次元コードから各地区の
活動計画をご覧ください

想いの詰まった15地区のスローガン



5. 15地区社協を支援するために ～その①～

都城市社協では、平成29年度より、中学校区15地区に1名の担当職員を配置し、地域住民のつながりの再構築や制度外ニーズへの対応、少子高齢化に対応した地域づくりを進めてきました。

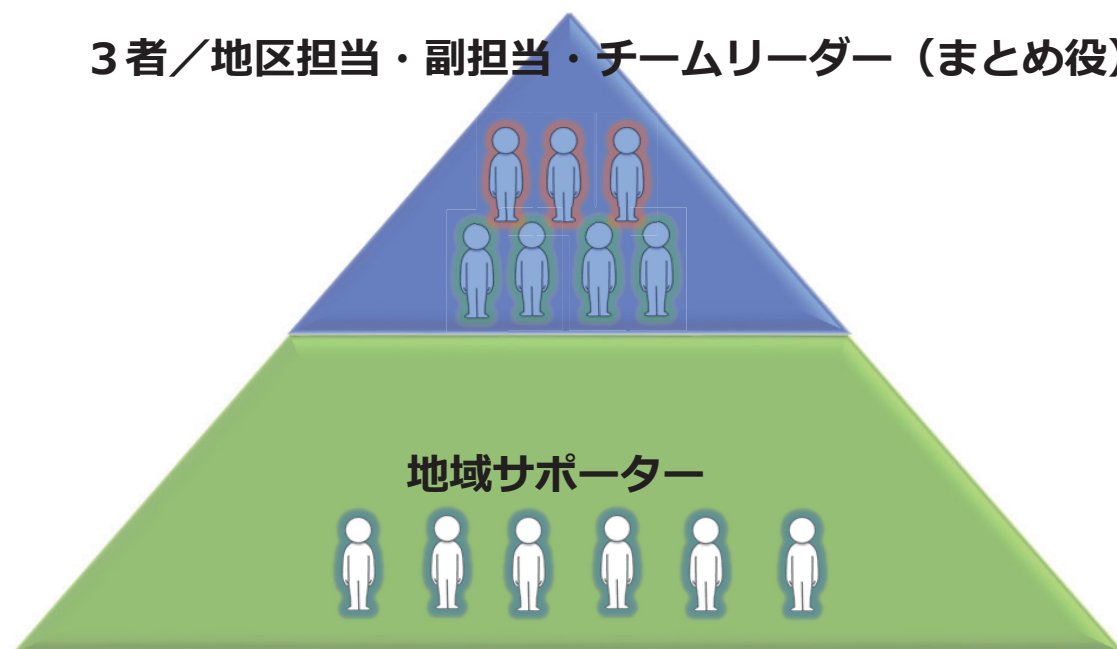
地区担当職員には、分野を限定しない総合的・包括的かつ専門的な対応力が求められており、「地域共生社会」の実現に向けた中核的な役割を担っています。

また、地区担当チーム制による地域支援体制をとっており、主担当・副担当が地域支援や相談支援を担います。チームリーダー（まとめ役）が全体を統括し、地域サポーターが活動を支え、オール社協で連携しながら地域を支えます。

この3層が連携することで、地域課題に対して継続的かつきめ細かな支援体制を構築していきます。

地区担当の職員体制（2層構造）

3者／地区担当・副担当・チームリーダー（まとめ役）



地区担当職員の行動指針を定めました。新たな地区社協の活動に向けて、地区社協の未来を描き、支援・実践していきます。

楽しみ・いいところ発見を通じた「伴走型の関わり」

- ◆地域住民と一緒にさるく(歩く)
- ◆日常から、地域の「良いところ」「得意な人」「楽しいこと」を見つけ、共有する
- ◆ともに学び、ともに育つ関係性を大切にする

地域に寄り添い、できることから行動する

- ◆地域の行事・集まり・困りごとに積極的に顔を出し、まずは話を聞く
- ◆大きな事業にこだわらず、小さな「できること」を一つずつ積み重ねる
- ◆地域住民の想いやペースを尊重し、無理のない関わりを心がける

人と人、資源と資源をつなぐ

- ◆地域の人材、団体、施設、活動などの情報を把握・整理する
- ◆「誰かの困りごと」と「誰かの得意・資源」を結びつける役割を担う
- ◆世代や立場を越えた交流の場づくりを行う

地域の声をひろい、未来につなげる

- ◆住民の声・想い・アイデアを丁寧に拾い上げる
- ◆地域の課題を「問題」ではなく「可能性」として捉える
- ◆行政や関係機関とも連携し、持続可能な地域づくりにつなげる

“ちくたん”としての姿勢

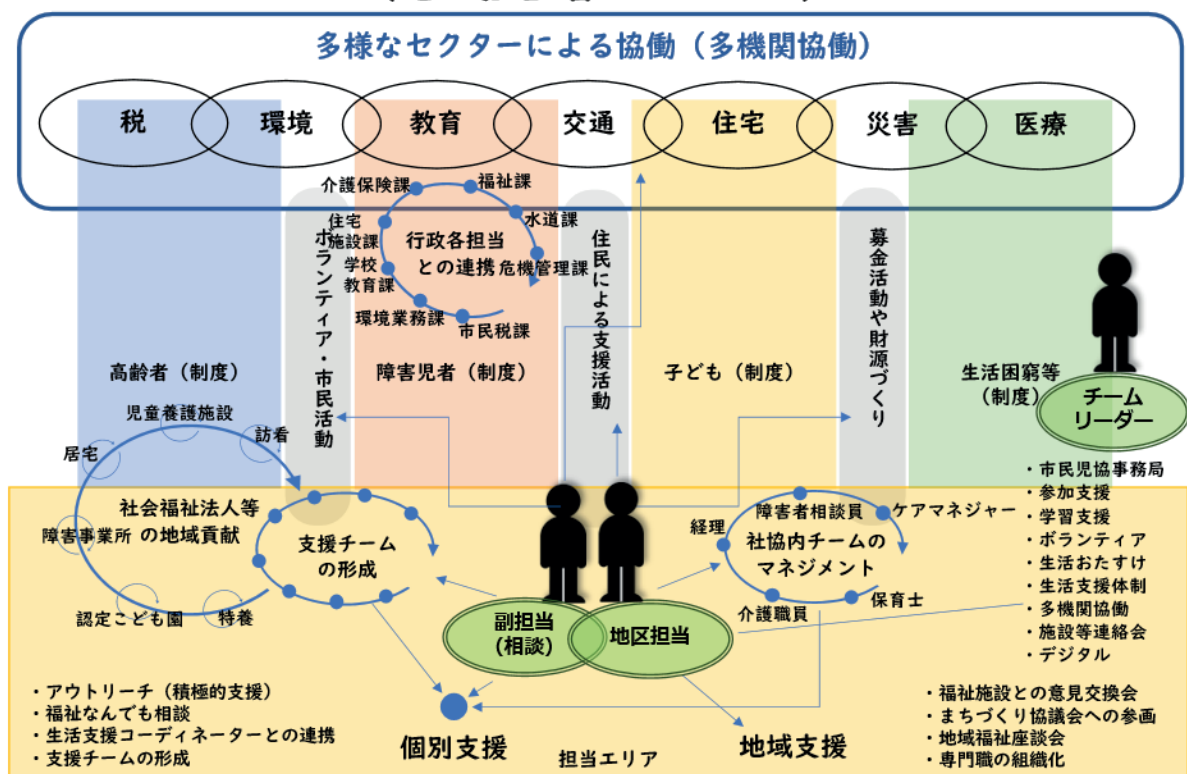
- ◆地域住民とともに歩き、ともに考え、ともに笑う
- ◆寄り添いながら考える存在であり続ける
- ◆笑顔と幸せが地域に広がることを最終目標とする

1 5 地区社協を支援するために ～その②～

地区担当職員は、税・環境・教育・交通・住宅・災害・医療など、分野ごとに分かれた行政や関係機関をつなぐ「ハブ」となり、多様なセクターによる協働（多機関協働）を進めます。高齢者、障害児者、子ども、生活困窮者など、制度ごとに分かれがちな支援対象に対して、制度の枠を超えて関係課や、社会福祉法人、学校、医療機関、ボランティア、市民活動と連携します。

個別支援ではアウトリーチや相談対応を通じて支援チームをつくり、地域支援では住民活動や関係機関をつなぎながら、誰もが安心して暮らせる地域づくりを進めます。

地域福祉圏域における包括的な支援体制のイメージ (地区担当者のイメージ)



1 5 地区社協を支援するために ～その③～

行政・社協が計画や調整を担う第1層、圏域ごとに多機関連携を行う第2層、地区で相談・住民活動を支える第3層、身近な自治公民館による第4層が連動し、地域全体で切れ目のない支援を行う体制を目指します。

今後、地区担当者を各地区に2～3名配置することにより、地域から行政までが連動した重層的な支援体制を構築していきます。

下の図にあるように、圏域ごとに包括的支援体制を目指します。

第1層

地域包括ケア推進室
(行政2～3人)

第2層 7圏域

地域包括ケアセンター
・障害者自立支援協議会(2層会議)
・要保護児童対策地域協議会(2層会議)
・地域包括支援センター運営委員会

第3層 15地区

地区公民館
地区社協
地区民協

第4層 297館

自治公民館

社協2～3人

- ・計画づくり
- ・福祉関係職員、研修
- ・政策提言
- (各種計画進行管理調整
要保護児童対策地域協議会
障害者自立支援協議会)

各圏域1人⇒7人

- ・多機関連携・調整
- ・第3層支援
- ・個別困難事例支援会議

各地区2人⇒30人

- ・「まるごと相談窓口」
- ・自治公民館支援
- ・「ひきこもり」等参加支援
- ・地区内連携支援

本部 統括調整担当

契約管理	〔成年後見人＋終末期・死後対応サービス〕	2人
金銭管理	〔＋日常生活自立支援事業〕	
監査機能	〔生活福祉資金＋福祉人材奨学金・貸付〕	2人

都城市重層的支援体制整備事業システム図(令和6年8月18日大橋謙策作成)

15 地区社協を支援するために ～その④～

策定委員会の中で各地区から、今後活動を継続発展させるために、市・市社協に対しての要望が挙げられました。

「拠点・人・お金」を安定させ、市・市社協・地域が一体となって、相談と支え合いが“続けられる仕組み”を作りたい、という強い要望が全地区に共通しています。

市としては、制度設計や財源確保、全体調整といった基盤づくりを担い、地域福祉を支える土台を整備する役割があります。その上で、市社会福祉協議会は、地域の現場と制度をつなぐ中核的な役割として、事業の企画・運営、関係機関との調整、地域への支援を通じて具体的な取組を推進していきます。

地区においては、住民に最も近い立場から地域の実情やニーズを把握し、拠点の運営や見守り、支え合い活動の実践を担うとともに、課題を早期に捉え、必要な支援へとつなぐ役割があります。

これらの主体が、それぞれの強みを活かしながら一方向ではなく双方向に連携し、情報共有と対話を重ねていくことで、地域課題への対応力が高まり、持続可能な地域福祉の推進につながります。

課題（現状・問題点）	対応（求められる取組）
専用事務所・相談スペースが不足	専用スペースの確保支援、空き家活用、拠点整備
相談しにくい環境（場所・雰囲気）	立ち寄りやすい拠点（カフェ風・縁側型）の整備
「ふくしなんでも相談」が利用しにくい	名称見直し、設置場所の工夫、広報強化
相談員の負担・報酬が不十分	報酬体系の見直し（準備・事務含む）
財源不足（運営・新規事業）	補助金の増額・維持、安定的財政支援
人件費・事務局運営費の確保が困難	柔軟に活用できる財源制度の整備
担い手不足・高齢化	人材確保の広報、育成支援
事務負担が大きい	手続きの簡素化、事務支援の強化
生活おたすけサービスの周知不足	制度周知・広報の強化
援助員不足	報酬・条件見直しによる確保対策
移動・生活支援の不足	買い物支援、移動支援、重点地区支援
関係機関の連携不足	協議の場の充実、情報共有の仕組み化

第3章 都城市社協の使命、経営基盤強化計画

1. 使命

都城市社協は、「地域福祉法人」です
様々な人たちと笑顔でつながり、
未来を^{あや}綾なす地域福祉活動を実践します

社会福祉法で位置づけられた唯一の地域福祉の推進主体として、地域住民、社会福祉施設等、企業・団体など地域社会の様々な人や組織との「協働の中核」となることは、社会福祉協議会にしかできない役割です。都城市社会福祉協議会は、様々な社会資源とつながることで「協働」を地域の中に創り出し、職員一人ひとりが地域の課題と向き合い、様々な人たちと綾なす地域福祉活動を実践します。

- 一、学び合いながら、「つながる」人材・協働の「要」を育てます
- 一、共に汗をかき、地域の中での「つながり」づくりに取り組みます
- 一、「つながり」を紡ぎ、暮らしを支える相談支援を目指します
- 一、人生に寄り添い、日常生活と「つながった」サービスを提供します
- 一、視覚障がい者が社会と「つながる」情報バリアフリーを目指します
- 一、子どもとの「つながり」を大切にし、生きる力を育みます

※「綾なす」…単につながだけでなく、それぞれが個性を持ちながら関わり合い、一つの強くて美しい布をおりあげていくという意味

2. 基本理念（基本目標）

総務部門

学び合いながら、「つながる」人材・協働の「要」を育てます

総務課では、地域福祉をすすめる専門職として職員が安心し、やりがいを持って仕事に取り組めるよう、組織基盤と人材育成の強化と財源確保を行います。また、住民主体の原則を徹底し、地域に開かれた透明性の高い組織を目指します。

地域福祉部門

共に汗をかき、地域の中での「つながり」づくりに取り組みます

地域福祉課では、一人ひとりの職員がコミュニティ・ソーシャルワーカーとして、地域社会のあらゆる方々とのつながりづくりに取り組みながら、地域と共に生活課題を受け止め、共に課題解決を考え、共に支えあえる地域福祉の仕組みづくりを目指します。

生活支援部門

「つながり」を紡ぎ、暮らしを支える相談支援を目指します

生活支援課では、様々な背景のなかで相談者が抱える複合的な生活課題や制度の狭間の問題をしっかり受け止め、課題をひとつひとつ解きほぐし、多様な資源と「つながり」ながら、その人らしい自立（自律）に向け、ともに歩み、暮らしを支えるソーシャルワーカーを目指します。

在宅福祉部門

人生に寄り添い、日常生活と「つながった」サービスを提供します

在宅福祉課では、利用者やその家族をまんやかに、居宅、訪問（入浴）、通所の各事業が相互に連携し、住み慣れた地域で「その人らしい暮らし」を支えるために質の高いサービスの提供に努めます。

点字図書館部門

視覚障がい者が社会と「つながる」情報バリアフリーを目指します

点字図書館では、重度視覚障がいからロービジョンの方まで、それぞれ見え方の異なる視覚障がい者に対して、その方のニーズに即した情報提供や各種支援事業を実施し、情報バリアフリー（特に読書バリアフリー）を実現させることで、当事者の社会参加の促進やQOLが向上することを目指します。

子育て応援部門

子どもとの「つながり」を大切にし、生きる力を育みます

子育て応援課では、こどもが自分らしい日常を過ごせる環境を作り、主体的に遊び・生活できる子ども主役の「こどもまんなか社会」づくりを目指します。

3. 第5次経営基盤強化計画

都城市社会福祉協議会は、以下の「経営基盤強化計画」を策定し、法人の経営基盤強化に取り組めます。

【これまでの経過】

計画	組織・人材	財政	事業	拠点
第1次計画 (H7～H12)	- 組織体制の強化 - 職員処遇の改善 - 職員資質の向上	- 自主財源の拡充と新規開発 - 共同募金、歳末たすけあい運動の推進	- 事務処理の合理化 - 事業型社協の推進	施設管理の適正化と効率的運営
第2次計画 (H16～H20)	- 社会福祉法人としての役割の再認識 - 役員による法人経営 - スリムで効率的な組織体制 - 職員の資質向上 - 人事労務管理の体制整備	- 財政の効率化・透明化 - 財政支出の見通し（シミュレーション） - 不足する財源の対応策（人件費） - 自主財源の安定確保 - 寄付金の健全支出 - 基金等の活用計画	- 団体事務（局）と社協の関係整理 - 事業内容の精査、評価 - 事業効果の測定 - 事業実施の効率化	
経営基盤強化計画 (H22～H24)	- 社会福祉法人としての役割と役割 - 経営機能の強化 - スリムで効率的な組織体制 - 人事労務管理の体制整備	- 財政の効率化・透明化 - 財政支出の見通し - 財源の対応策 - 自主財源の安定確保 - 寄付金の健全支出 - 基金等の活用計画	- 事業内容の精査、評価 - 事業効果の測定 - 事業実施の効率化	
第3次計画 (H28～H32)	各課の中朝計画として部門ごとに計画を計上 「総務」「地域福祉」「相談支援」「在宅福祉」「点字図書館」「保育」「地域包括支援センター」「各部門間の連携の仕組み」			
社会福祉充実計画 (H29～H39)	- 人材確保及び育成事業 - 広報啓発事業		地区社協充実強化事業	- 志和池福祉センター改修工事 - こども園建替事業 - 施設等整備事業
経営改善計画 2019 (R1～)	- 人材育成プログラム - 支所再編等組織見直しプログラム	- 資産運用 - 自主財源確保手段の研究・開発	- 事業の選択と集中プログラム - 広報・商品開発 - 社協会費特典サービスの研究・開発	
〔課題認識〕 (経営会議 2.11.10)	- 理事会、評議員会の適正化 - 職員体制の適正化 - 人材確保 - 職員の高齢化	- 財務運営、管理の適正化 - 自主財源確保	- コロナ禍の事業推進 - 地域包括支援センターのあり方	指定管理施設の用途の厳格化、老朽化、委託料積算、大規模修繕
経営基盤強化計画 (R3～R7)	- 法人経営 - 組織 - 職員体制	- 財務管理 - 自主財源の確保 - 財産の有効活用	- 事業の見直し - 事業の検証、評価 - 事業の開発、創出	- 施設建替え等 - 指定管理施設 - 新たな拠点の確保
経営基盤強化計画 (R8～R12)	- 組織体制の再構築と法人経営の多角化 - 社協ブランド確立 - 人材育成と専門性の確保	- 財務構造の抜本的見直し - 新たな財源の確保	- 事業の選択と集中 - 地域福祉・相談支援の深化	- 拠点の集約化（サテライト再編） - 地区における地区担当職員の執務場所の検討と確保 - 施設の建替え・整備

1. 組織・人材

これまでの管理型マネジメントから、変化に対応し「選ばれる社協」となるための戦略的組織づくりへ転換します。特に地域福祉法人化に向けた組織再編と、対外的な発信力強化（ブランディング）に重点を置きます。

（1）組織体制の再構築と法人経営の多角化

①地域福祉法人化に向けた組織体制の再編

②チーム担当制の機能強化

- ・「新『地区社協』創造」に基づく新体制の構築
- ・部署を超えた連携（横断的連携）強化

（2）社協ブランドの確立（ブランディング）

①戦略的広報の展開

②地域福祉法人化プロジェクト

（3）人材育成と専門性の確保

①災害福祉支援体制の強化

2. 財政

介護保険事業の再編等により、リスクを分散しつつ財務体質の健全化を図ります。一方で、必要な事業には行政補助金の検討や外部資金を積極的に導入します。

（1）財務構造の抜本的見直し

①事事見直しによる収支構造の改善

②指定管理料・委託料の適正化

（2）新たな財源の確保

①補助金の確保

- ・市への政策提言を通じた人件費補助率の実現

②外部資金の獲得

- ・ニッセイ財団助成など、大型外部資金へのチャレンジ

3. 事業

「選択と集中」を断行します。民間等で代替可能な事業は譲渡・縮小し、社協でなければできない「相談支援」「権利擁護」「地域づくり」等のセーフティネット機能に特化します。

(1) 事業の選択と集中

- ①介護保険事業、指定管理施設、サテライトの集約とあり方検討
- ②点字図書館の安定化に向けた検討

(2) 地域福祉・相談支援の深化

- ①包括的な支援体制の整備
- ②権利擁護・生活支援の拡充

4. 拠点（ハード）

老朽化した施設の維持管理コストを削減するため、拠点の集約化を進めます。一方で、必要な施設等については建替えを行い、質の高いサービス環境を整備します。

(1) 拠点の集約化（サテライト再編）

(2) 15 地区における地区担当職員の執務場所の検討と確保

(3) 施設の建替え・整備

1. 第5次都城市地域福祉活動計画策定委員会設置規程

令和7年8月20日制定

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人都城市社会福祉協議会（以下、「社協」という。）の第5次都城市地域福祉活動計画（以下、「計画」という。）の策定に関して必要な事項を定める。

(組織)

第2条 計画を策定するために、策定委員会を設置する。

2 策定委員会は、次の各号に掲げる者の中から委員30名以内をもって組織し、社協会長が委嘱する。

- (1) 地域福祉関係団体
- (2) 保健・医療・福祉機関
- (3) 学校・教育機関
- (4) ボランティア団体
- (5) 専門職・当事者団体
- (6) まちづくり団体
- (7) 学識経験者
- (8) 助言者

3 地区策定委員会は、委員20名程度をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから、市社協会長が委嘱する。

- (1) 地区社会協議会の代表
- (2) 自治公民館連絡協議会の代表
- (3) 民生委員児童委員連絡協議会の代表
- (4) 社会福祉施設・事業所等の代表
- (5) 高齢者クラブの代表
- (6) 学校（小学校、中学校、高等学校）、保育園及び幼稚園の代表
- (7) 福祉活動者・団体等の代表
- (8) 市職員
- (9) 児童・生徒（小学校、中学校、高等学校）
- (10) その他地区の実情に応じ必要と認められるもの

(所掌事項)

第3条 策定委員会の所掌事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 計画の調査研究に関すること
- (2) 計画の立案に関すること
- (3) その他、計画の策定に関すること

(委員の任期)

第4条 策定委員会の委員の任期は、委嘱又は任命の日から作業終了時までとする。

(役員)

第5条 策定委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の中から互選により選出する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 策定委員会の会議は、委員長が必要に応じて召集し、その議長となる。

- 2 委員長が必要と認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(庶務)

第7条 策定委員会の庶務は、社協地域福祉課において処理する。

- 2 委員の委員会出席等における費用弁償は、社協役員等の報酬及び費用弁償に関する規程（平成18年1月5日制定）による。
- 3 地区策定委員会の委員は無報酬とする。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項については、社協会長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、公表の日から施行する。
- 2 この規程は、計画策定の日にその効力を失う。

2. 第5次都城市地域福祉活動計画策定委員会名簿

【市策定委員会】

No.	所属	役職名	氏名	選出区分
1	地区社協（姫 城）	策定委員長	高木 かおる	地域福祉関係団体
2	地区社協（妻ヶ丘）	策定委員長	松尾 伊津子	地域福祉関係団体
3	地区社協（小松原）	策定委員長	川路 豊子	地域福祉関係団体
4	地区社協（祝 吉）	策定委員長	山口 洋一	地域福祉関係団体
5	地区社協（五十市）	策定委員長	福丸 良秋	地域福祉関係団体
6	地区社協（横 市）	策定委員長	小林 貴夫	地域福祉関係団体
7	地区社協（沖 水）	策定委員長	畑中 勝	地域福祉関係団体
8	地区社協（志和池）	策定委員長	杉村 康博	地域福祉関係団体
9	地区社協（庄 内）	策定委員長	朝倉 脩二	地域福祉関係団体
10	地区社協（西 岳）	策定委員長	野間 登志子	地域福祉関係団体
11	地区社協（中 郷）	策定委員長	上原 光行	地域福祉関係団体
12	地区社協（山之口）	策定委員長	有川 俊一郎	地域福祉関係団体
13	地区社協（高 城）・連協会長	策定委員長	石田 操	地域福祉関係団体
14	地区社協（山 田）	策定委員長	牛谷 勝郎	地域福祉関係団体
15	地区社協（高 崎）	策定委員長	東 純孝	地域福祉関係団体
16	市民生委員児童委員協議会	会長	坂元 京子	民生委員児童委員
17	市社会福祉施設等連絡会	会長	田中 聡司	社会福祉施設等
18	市社会福祉普及推進校連絡会	会長	飯干 裕二	学校
19	みやこんじょボランティアネットワーク	会長	新原 明義	ボランティア
20	市障害者自立支援協議会	会長	川口 貴博	障害者団体
21	市共同募金委員会	会長	渡瀬 登	共同募金
22	市福祉事務所	所長	満安 真由美	行政
23	県社会福祉協議会	課長	高橋 申尚	県社協
24	市社会福祉協議会	会長	島津 久友	学識経験者
25	市社会福祉協議会	常務理事	杉元 智子	学識経験者
26	同志社大学社会学部	教授	永田 祐	助言者（市計画）
27	武蔵野大学人間科学部	講師	清水 潤子	助言者（地区計画）

3. 事務局・社会福祉協議会（令和7年度）

No.	所属	役職名	氏名	備考
1	都城市社会福祉協議会	事務局長	大田 勝信	
2	総務課	次長兼課長	櫻田 賢治	
3	総務課	係長	栗山 将平	
4	サテライト統括室	室長	星村 太一	
5	地域福祉課	課長	内田 文子	
6	生活支援課	課長	白尾 清美	
7	生活支援課	係長	永田 晃作	
8	在宅福祉課	課長	田村 真一郎	
9	点字図書館	課長	又木 勝人	
10	子育て応援課	課長	森山 慎悟	
11	地域福祉課	所長	富山 裕美	小松原担当
12	地域福祉課	主査	竹山 多恵子	妻ヶ丘担当
13	地域福祉課	主査	柏木 亜佐子	庄 内担当
14	地域福祉課	主事	田中 由香	祝 吉担当
15	地域福祉課	主事	楠元 宏樹	沖 水担当
16	地域福祉課	主事	宮下 耀	西 岳担当
17	地域福祉課	主事	亀澤 愛純	姫 城担当
18	地域福祉課	主事	橋本 楓華	五十市担当
19	地域福祉課	主事	緒方 弥月	中 郷担当
20	生活支援課	主査	下徳 真吾	志和池担当
21	生活支援課	主事	岡村 詩織	横 市担当
22	山之口サテライト	主事	岩本 眞	山之口担当
23	高城サテライト	エリアマネージャー	山森 和久	高 城担当
24	山田サテライト	主査	及川 達也	山 田担当
25	高崎サテライト	主事	牧 遥菜	高 崎担当

事務局・市福祉課

1	福祉課	主幹	大久保 誠	地域共生担当
2	福祉課	主査	細野 紳一	地域共生担当
3	福祉課	研修員	鎌田 奈生	地域共生担当

4. 第5次都城市地域福祉活動計画 経過報告

【地区策定委員会】

◆協議事項

第1回 委嘱状交付、活動計画の説明、MSC

第2回 前回の振り返り、1回目で選ばれたエピソード以外のMSC

第3回 前回までの振り返り、行動指針を基に具体的な取り組みを協議（活動・事業編）

第4回 「実現するために必要なこと」①組織体制②財源③事務局拠点④拠点

第5回 地域福祉活動計画の確認、スローガン決め

◆各地区開催状況

1. 姫城地区策定委員会 ①8/26、②9/16、③10/27、④11/21、⑤12/22
2. 妻ヶ丘地区策定委員会 ①7/23、②8/29、③9/26、④10/24、⑤12/5
3. 小松原地区策定委員会 ①7/25、②8/26、③10/22、④11/26、⑤12/16
4. 祝吉地区策定委員会 ①8/20、②9/22、③10/20、④11/13、⑤12/15
5. 五十市地区策定委員会 ①7/28、②8/25、③10/29、④11/26、⑤12/17
6. 横市地区策定委員会 ①7/31、②8/27、③10/15、④11/27、⑤12/18
7. 沖水地区策定委員会 ①7/30、②8/20、③10/9、④11/20、⑤12/18
8. 志和池地区策定委員会 ①8/28、②9/24、③10/30、④11/27、⑤12/25
9. 庄内地区策定委員会 ①7/29、②8/26、③9/30、④11/18、⑤12/22
10. 西岳地区策定委員会 ①7/31、②9/3、③10/29、④11/26、⑤12/15
11. 中郷地区策定委員会 ①7/22、②8/27、③10/28、④11/19、⑤12/17
12. 山之口地区策定委員会 ①7/10、②8/25、③10/22、④11/6、⑤11/27
13. 高城地区策定委員会 ①7/8、②8/5、③10/21、④11/18、⑤12/16
14. 山田地区策定委員会 ①7/7、②9/12、③10/28、④11/28、⑤12/17
15. 高崎地区策定委員会 ①8/5、②9/5、③10/20、④11/20、⑤12/18

【市策定委員会】

実施日	会議名	内容	参加者等
令和7年 9月25日	市策定委員会①	委嘱状交付、自己紹介、委員長・副委員長選出、趣旨説明、都城市の地域福祉について ＜協議＞ (1) 第4次計画のふりかえり (2) 今後の進め方について	策定委員18名 市福祉課3名 市社協
12月8日	市策定委員会②	経過報告（地区策定委員会、地区策定委員からの感想等） ＜協議＞ (1) 計画策定から見る市・市社協に対する要望～都城市地域福祉計画との連動の視点から～ (2) その他	策定委員19名 市福祉課3名 市社協

令和8年 2月10日	市策定委員会③	経過報告（市・市社協に対する要望について、 地区策定委員会計画書・アンケート） ＜協議＞ (1) 新「地区社協」創造について (2) 地区計画を支援する市社協の方策について (3) 計画書素案について	策定委員19名 市福祉課3名 市社協
6月10日	第1回理事会	議案「第5次都城市地域福祉活動計画策定について」上程	理事 監事 事務局
6月26日	第1回評議員会	議案「第5次都城市地域福祉活動計画策定について」上程	理事 監事 事務局

5. 各地区策定委員会アンケートまとめ

15地区の策定委員へアンケートを行い、多くの参加者から前向きな評価や今後の地域福祉活動への参加意欲が寄せられた。

設問1 「属性」

自治公民館長、民生委員児童委員、学校関係者、社会福祉施設、地区社協、ボランティア団体、包括支援センター、企業関係者など、多様な立場で構成されており、幅広い視点から地域福祉について意見交換が行われた。

設問2 「策定委員会に参加してみてどうだったか」

多くの地区で「良かった」との回答が大半を占めた。自由記述では、「様々な立場の人の意見を聞くことができた」「地域の実情を知ることができた」「顔の見える関係づくりにつながった」などの意見が多く見られ、対話やワークショップ形式を通じて、参加者同士のつながりや相互理解が深まったことがうかがえた。

また、「地域をもっと良くしたい」「地域への愛着が高まった」といった声もあり、地域への関心や主体性の向上につながっていた。

設問3 「地区社協や地域福祉活動について認識に変化はあったか」

多くの参加者が「変化があった」と回答しており、「地域で多くの活動が行われていることを初めて知った」「福祉活動は多様な立場の協力で成り立っていることを実感した」「地域の支え合いの大切さを再認識した」といった意見が寄せられた。特に、学校・施設・地域団体など、異なる分野が連携しながら地域を支えていることへの理解が深まり、今後の協働につながるきっかけとなったことがうかがえる。

設問4 「今後5年間、地域福祉活動に参加・協力したいと思うか」

多くの参加者が「参加・協力したい」と回答した。見守り活動、世代間交流、福祉まつり、防災活動、子ども支援、サロン活動など、具体的な活動への参加意欲が多く見られたほか、「学校として地域とつながっていききたい」「施設として地域の役に立ちたい」「若い世代と交流したい」など、それぞれの立場を活かした協力への意欲も確認できた。

アンケート結果から、計画策定の過程そのものが、地域福祉への理解促進や関係づくりの場となっていたことが確認できた。また、多様な主体が対話を重ねながら地域の未来について考えることで、地域への愛着や「自分も地域づくりに関わりたい」という意識が醸成されていることがうかがえる。

一方で、「実行につなげていくことが課題」「継続できる体制づくりが必要」といった意見も見られており、今後は策定した計画を具体的な実践につなげるとともに、多様な主体が継続的に関わることのできる仕組みづくりが求められる。

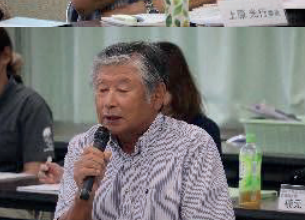
～写真で振り返る活動計画策定のあゆみ～

職員研修会(策定委員会の進め方)



15地区策定委員会

市策定委員会



第5次都城市地域福祉活動計画

令和8年4月策定

社会福祉法人都城市社会福祉協議会
〒885-0077 宮崎県都城市松元町4街区17号
都城市総合社会福祉センター
TEL 0986-25-2123

15地区スローガン

姫城 「優気」をもってふれあって 学びあってつながろう 姫城の宝たち♡姫LOVE増殖中！♡

妻ヶ丘 笑顔で声かけ 未来へつながる 妻ヶ丘

小松原 世代をこえて 笑顔でつながる 小松原

祝吉 未来につなぐ笑顔のまち祝吉♡ありがとうをいっぱい咲かせよう♡

五十市 誰もが まんなか 活気あふれる いそいち

横市 みんながつながる横一愛

沖水 ささえ愛 笑顔でつながる 沖水の和

志和池 みんなの笑顔でつながる未来へ ほっぷ すてっぷ 志和^{しゅわ}池^ち！

庄内 地域を愛し、お互いさまの心でみんなが支え合うまち・庄内

西岳 西岳1チーム お互いさまで、ほっこりにっこり♡ぼちぼちやってみるかい♡

中郷 みんな元気 笑顔あふれる なかんごう♡こども・未来・絆♡

山之口 すべての住民が、いつまでも住み慣れた地域で豊かに生きがいを持って生活するために

高城 未来へつながる ほっこり思いやりのまち高城

山田 ふれあい、ささえあい、つながりあう 福祉のまちづくり

高崎 支えあい未来につながる★きらり★高崎

社会福祉法人都城市社会福祉協議会

〒885-0077 宮崎県都城市松元町 4 街区 17 号

TEL0986-25-2123

